

化粧品基準の一部を改正する件（案）について、令和6年3月8日から令和6年4月8日までの期間、電子政府の総合窓口（e-Gov）に掲載することを通じて、広く国民の皆様から意見の募集を行いました。その結果、計6件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見とそれらに対する当省の考え方について、以下のとおりまとめましたので、御報告いたします。
今回、御意見をお寄せいただきました方々のご協力に厚く御礼申し上げます。

番号	意見概要	回答
1	<p>告示別表第2第2項の表に掲げる化粧品の種類又は使用目的により配合の制限がある成分に「頭髪用のみに使用され、洗い流すヘアセット料」及び「頭髪用のみに使用され、洗い流すヘアセット料以外の化粧品」として「システアミン塩酸塩」を追加し、当該成分に係る100g中の最大配合量を示すとの改正告示案がある。</p> <p>しかし、従来、まつ毛にも利用されていたシステアミン塩酸塩が改正告示案によると利用禁止になるということであり、まつ毛用剤として用意していた在庫を全て廃棄することになり、まつ毛美容にかかる店舗においてはその営業損失も甚大である。</p> <p>そもそもシステアミン塩酸塩は、https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen/gmsds/60-23-1.htmlによれば、飲み込むと有害とのことであり、まつ毛用材として利用することは問題とされていなかった（目に入らないようにすることなど、頭髪に用いる場合と同等の注意を払うことを前提とする。）。</p> <p>（WEB上ではあるものの）医師も、「パーマ液に含まれる成分だから危険、というのはいささか強引な気がします。では、パーマを（頭髪に）かけるのも危険ということになりますよね。」と述べるなど、議論としての乱雑さを指摘している（https://tsc-h.com/10442参照）。</p> <p>その性状、品質、性能等に関し、必要な基準を設けることは政府の専権事項だとしても、議論としての乱雑さを指摘されている中で必要な基準と結論づけるには時期尚早ではないか。</p> <p>目を防護しても肌に危険だという議論をするのであれば、頭髪にも使用制限をかけなければならないのではないかと疑問に回答できていないと思われる。</p> <p>なぜならば、頭髪の先には頭皮が存在し、頭皮も地肌を構成する要素である以上、頭皮に与える影響も計り知れないはずだからである。</p> <p>頭皮に与える影響は度外視してもよく、それ以外は度外視してはいけないという議論を前提とするのであれば、その議論の根拠を提示されたい。</p> <p>説得力ある根拠がなければ、本改正告示案は、頭皮にはよくそれ以外には与える影響が甚大であると述べていることと同義と捉えられてもおかしくない。</p> <p>本改正告示案を施行するのであれば、それらの議論の説得力を持たせて周知納得するエビデンスが必要と考える。</p>	<p>システアミン塩酸塩は、本成分を配合した医薬品が令和6年3月26日に承認されたため、医薬品成分となり、化粧品への配合は出来ないこととなりました。</p> <p>今回、化粧品基準への収載要請については、頭髪用のみに使用することを目的に要請がありましたので、頭髪用のみに使用できる改正内容となっております。</p> <p>なお、頭髪以外への使用を希望される場合は、「ポジティブリスト収載要領について」（平成13年3月29日付け医薬審発325号）及び「化粧品への配合を希望する医薬品の成分の取扱いについて」（平成16年3月25日付け薬食審査発0325019号）に基づき、要請書を製造販売業者から厚生労働省へご提出ください。</p>
2	<p>今現在、システアミン塩酸塩が入っているまつ毛セット剤を使っています。</p> <p>またシステアミン塩酸塩が入っているまつ毛セット剤は全国のまつ毛サロンが使用されており、市場もかなり大きいと思います。それを規制するというはこの市場を潰す事となります。お客様にも大変なご迷惑がかかることとなり、信頼関係に響きます。</p> <p>美容師免許を所持しており、セット剤、薬品の特性を勉強、理解して使用しており、美容師免許を持っていない方への販売もしておらず、直接肌につけるものでもなく、必ず洗い流しますし、使えなくなるのは困ります。</p> <p>また今現在まつ毛サロンの中にも混乱が生じております。</p> <p>どうかまつ毛用のセット剤なら成分としてそのまま使用できるようにしてほしいです。</p>	
3	<p>現在システアミン塩酸塩が入ってるまつ毛セット剤を使っています。</p> <p>これがないと困ります。</p> <p>仕事を奪うつもりでしょうか？</p> <p>美容師免許所持していて、皮膚につけるわけでもなく洗い流すし、勉強してから使ってるのに、あんまりではないでしょうか？</p> <p>お客様との信頼関係も響くから、美容師免許所持して使っているまつ毛セット剤はそのまま化粧品登録として使えるようにしておいていただきたいです。</p>	

番号	意見概要	回答
4	<p>お世話になっております。</p> <p>この度の命令に関して、まつ毛サロンを営業していてシステアミンが配合されている化粧品登録済のパーマ剤を使用していますが今までトラブルが起きたことはありません。</p> <p>きちんと洗い流して使用しています。お客様の皮膚に付くような施術も行っておりません。私はまつ毛サロンを経営しておりますが、こちらの商材が使えなくなると困ります。お店が潰れててしまいます。</p> <p>どうかこのような経営者の方が多いということも含めてもう一度検討していただきたいです。他の商材のチオグリコール酸だとまた仕上がりが変わってしまい、営業はできません。お客さまにもご迷惑をおかけしてしまうことになります。</p> <p>どうか、ご検討よろしくお願いたします。</p> <p>今日ももうこの仕上がりではお客様には提供できなくなってしまうのか、これでは営業できなくなってしまう。と不安に過ごしております。</p> <p>改善案や注意喚起でお願いできたらと願っております。</p>	<p>システアミン塩酸塩は、本成分を配合した医薬品が令和6年3月26日に承認されたため、医薬品成分となり、化粧品への配合は出来ないこととなりました。</p> <p>今回、化粧品基準への収載要請については、頭髮のみに使用することを目的に要請がありましたので、頭髮のみに使用できる改正内容となっております。</p> <p>なお、頭髮以外への使用を希望される場合は、「ポジティブリスト収載要領について」（平成13年3月29日付け医薬審発325号）及び「化粧品への配合を希望する医薬品の成分の取扱いについて」（平成16年3月25日付け薬食審査発0325019号）に基づき、要請書を製造販売業者から厚生労働省へご提出ください。</p>
5	<p>この関連の職業をしてるものですが、安全に安全を重ねて施術をするように努めています。</p> <p>このために独立もして資金も費やしています。</p> <p>メーカーや色んな方が試行錯誤重ねてたくさんの良い商材を生み出し、お客様もこのためにお金を落とし経済効果も生まれています。</p> <p>せっかくの企業努力と労働意欲、労働人員の増加、日本社会への貢献を無駄にしないで頂きたい。</p> <p>新しく起業する若手が海外へまた行ってしまいますし、わたしも海外への移住を結果によっては考えざるを得ません。</p> <p>後退する日本にこれ以上しないで頂きたい。</p> <p>禁止にするのであれば理由をもっと詳しく納得のいく形で出して頂きたいです。</p>	<p>システアミン塩酸塩は、本成分を配合した医薬品が令和6年3月26日に承認されたため、医薬品成分となり、化粧品への配合は出来ないこととなりました。</p> <p>今回、化粧品基準への収載要請については、頭髮のみに使用することを目的に要請がありましたので、頭髮のみに使用できる改正内容となっております。</p> <p>なお、頭髮以外への使用を希望される場合は、「ポジティブリスト収載要領について」（平成13年3月29日付け医薬審発325号）及び「化粧品への配合を希望する医薬品の成分の取扱いについて」（平成16年3月25日付け薬食審査発0325019号）に基づき、要請書を製造販売業者から厚生労働省へご提出ください。</p>
6	<p>まつ毛パーマのトラブルは 雑貨登録のチオグリコール酸の薬液のときより はるかにトラブルが少ないので 美容師免許をもった人が適切に薬剤を使えるのなら システアミン塩酸塩は化粧品登録で良いと思います。 一部のドクターズコスメ(シスペラなど)が問題なのではないでしょうか？ システアミンがもつ漂白機能を使って 肌のくすみやトーンアップになるとうたって デリケートゾーンも使えるというようなものが医師と共同開発とかいって 一般販売や処方箋なしでネットでも買えて 使い方もわからず出回ったのが システアミン塩酸塩のトラブルの原因では無いでしょうか？ ドクターズコスメの影響で システアミン塩酸塩も チオグリコール酸やシステイン同様医薬部外品を 雑貨として販売や 含有量を超えた美容師、アイリスト側の薬が出回ると かえって厄介です。</p>	<p>システアミン塩酸塩は、本成分を配合した医薬品が令和6年3月26日に承認されたため、医薬品成分となり、化粧品への配合は出来ないこととなりました。</p> <p>今回、化粧品基準への収載要請については、頭髮のみに使用することを目的に要請がありましたので、頭髮のみに使用できる改正内容となっております。</p> <p>なお、頭髮以外への使用を希望される場合は、「ポジティブリスト収載要領について」（平成13年3月29日付け医薬審発325号）及び「化粧品への配合を希望する医薬品の成分の取扱いについて」（平成16年3月25日付け薬食審査発0325019号）に基づき、要請書を製造販売業者から厚生労働省へご提出ください。</p>